

(平成23年11月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年4月までの国民年金保険料、同年5月から同年9月までの期間、52年8月から53年3月までの期間及び54年4月から61年3月までの期間の国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から47年4月まで
② 昭和47年5月から同年9月まで
③ 昭和52年8月から53年3月まで
④ 昭和54年4月から61年3月まで

私は、申立期間①については、会社を退職後の昭和36年4月1日から1週間の間に市役所窓口に出向き、自分で国民年金に加入し、国民年金保険料は送付された納付書で全て納付している。また、申立期間②から④までについては、付加保険料も全て納付している。それにもかかわらず、私の記憶と納付記録が合わないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「会社を退職後の昭和36年4月1日から1週間の間に市役所窓口に出向き、自分で国民年金に加入した。」と主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の直前の任意加入被保険者の資格取得日から47年6月13日以降に払い出され、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、同年5月31日に任意加入被保険者資格を初めて取得していることが確認できることから、申立期間①は国民年金の未加入期間（36年4月から同年12月までの期間）及び任意未加入期間（37年1月から47年4月までの期間）であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和35年4月の婚姻後、A市から他市町村に住所変

更を行っていないことが戸籍の附票から確認できる上、オンライン記録による氏名検索及び申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張する 36 年 4 月に A 市に払い出された国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

申立期間②から④までについて、申立人は、「国民年金付加保険料を納付書により、自分で納付した。」と主張しているものの、付加保険料は原則として定額保険料と同一の納付書によりその合計額を一括して納付するものであることから、付加年金に加入しながら定額保険料のみが納付済みで付加保険料が未納となることは考え難い。

また、申立人の特殊台帳の昭和 47 年度の備考欄に「47. 10. 31㊤加入」と記載されており、B 年金事務所では、「㊤及び㊤は、いずれも付加保険料の納付を表している。」と回答しており、申立人は昭和 47 年 10 月 31 日に付加保険料加入と確認できることから、申立期間②については、付加保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和 52 年 8 月 26 日に国民年金被保険者資格を再取得しているところ、特殊台帳により、申立期間③直後の 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間において付加保険料を納付していることが確認できるものの、申立期間③に係る付加保険料の納付記録は確認できない。

加えて、特殊台帳の昭和 53 年度の備考欄に「54. 4. 1㊤脱退」と読み取れる記載があることから、申立人は昭和 54 年 4 月 1 日に付加年金を納付する者でなくなったものと推認できることから、申立期間④については、付加保険料は納付できなかったものと考えられる。

その上、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②から④までの国民年金付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②から④までの国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日頃まで
A 県立 B 校 (C 科) を修了し、D 業務の国家資格を得て、同校の紹介で同僚二人と E 社に勤務した。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言及び A 県立 B 校からの「申立人は E 社に就職したことは間違いない。」との回答により、申立人が申立期間頃、E 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の現在の事業主は、「厚生年金保険への加入者に係る当時の関係書類を調査したが、申立人に係る書類は無かった。当時の事業主は既に死亡しており、また、当時の役員、事務担当者もおらず、他に関係資料は無い。」と供述しており、申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

また、申立人が同時期に B 校を修了し、当該事業所に同期入社したとして名前を挙げた元同僚は、「申立人を知っている。私自身も昭和 50 年 4 月から同年 10 月まで E 社で働いていたが、厚生年金保険の加入記録が無いのを不思議に思っていた。」と供述しているところ、当該事業所の被保険者原票を確認したが、当該元同僚の厚生年金保険の加入記録は無く、雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた別の同僚は、「2 か月の試用期間の後、厚生年金保険に加入した。」と供述している上、元事業主の妻は、「当時は、3 か月ぐらいの見習期間があった。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、入社と同時に全ての従業員を厚生年金保険に加入させてい

たわけではなかったことがうかがわれる。

加えて、申立期間及びその前後の期間に係る当該事業所の被保険者原票を確認したが、被保険者資格を取得した者の中に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い上、雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 6 月頃から 55 年 2 月頃まで
② 昭和 55 年 2 月頃から 57 年 7 月頃まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社に勤務していた事実があるので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の業務に関する具体的な記憶及び元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、平成 21 年 5 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主に当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、回答が得られない上、閉鎖登記簿謄本により連絡の取れた当時の取締役の二人は、「当時の状況については分からない。」と供述しており、申立人の申立てを裏付ける関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立期間当時、当該事業所が社会保険事務を委託していたC業務従事者は、「当時は、社会保険に加入させない試用期間を設けており、その間において厚生年金保険料は控除していなかった。また、当時、厚生年金保険に加入していない者は相当数見られた。」と証言している上、当該事業所の申立期間当時の経理担当者は、「申立人を記憶していないが、当時は激

務を嫌い早期に退職する者が多くいたので、試用期間を設けていた。」と供述している。

さらに、申立人が元同僚として名前を挙げた4人のうち、一人は死亡しており、3人からは回答を得ることができず、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることはできなかつた上、前記4人のうち一人は、申立期間において当該事業所における厚生年金保険及び雇用保険の加入記録のいずれも確認できない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間において被保険者記録の確認できる元従業員のうち連絡先が確認できた34人に照会し、回答の得られた18人のうち、14人は「申立人を知らない。」とし、他の4人はいずれも「申立人を知っているが、勤務期間は覚えていない。申立人の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述しており、申立てを裏付ける証言を得ることはできなかつたほか、前記18人のうち7人は、「当該事業所では試用期間があった。」と供述している。

その上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間及びその前後の期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、オンライン記録から、申立人は、申立期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、当該期間のうち昭和55年1月2日から56年2月17日までの期間において、申立人は、B社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる上、閉鎖登記簿謄本により、当該事業所は、昭和63年5月15日に解散しており、同謄本により連絡の取れた当時の取締役の一人は、「当該事業所の総括経営責任者は20年ほど前に死亡しており、当時の関係書類が一切残っていないため、本件について詳細は不明である。」と供述しており、申立人の申立てを裏付ける関連資料及び証言を得ることはできなかつた。

また、申立人が元同僚として名前を挙げた4人のうち、一人は個人を特定できず、連絡先の確認できた3人は、いずれも申立期間②の一部期間に国民年金及び他事業所での厚生年金保険への加入記録が確認でき、うち二人は、当該期間において国民年金保険料を納付している上、回答の得られた一人は、「申立人と一緒にA社及びB社に勤務していたが、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは覚えていない。」と供述しており、申立てを裏付ける証言を得ることはできなかつた。

さらに、申立人は、「申立期間にD事故に遭い全身打撲で入院、健康保険

を使用した。」と主張しているところ、入院先の医療機関は、「申立期間当時の診療記録については、保管期限を経過したため廃棄した。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける関連資料及び証言を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録から、申立人は、申立期間の一部において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月頃から同年 8 月頃まで
② 昭和 48 年 9 月頃から 50 年 5 月頃まで

私の亡き夫は、A 県の B 社及び C 社に D 業務者として勤務していた。夫は、申立事業所に同僚 4 人と一緒に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので、調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の元同僚の供述により、申立人が申立期間頃、B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、オンライン記録において、昭和 48 年 12 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同事業所の所在地を管轄する法務局においても商業登記簿謄本が確認できないほか、当時の事業主の連絡先が不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人が申立期間当時、一緒に勤務していたとして名前を挙げた元同僚 4 人のうち、連絡の取れた 3 人のうち二人は、「申立人が B 社に勤務していたことは知っているが、申立人の厚生年金保険の加入については分からない。」と供述し、他の一人は、「申立人及び元同僚の D 業務者は、E 健康保険へ加入していた。」と証言しているところ、B 社の所在地を管轄する年金事務所では、「申立人に係る昭和 48 年 6 月から同年 11 月までの E 健康保険被保険者原票が保管されてある。」と回答していることから、

申立人は、申立期間頃、E健康保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、前記の元同僚4人のB社における厚生年金保険の加入記録及び雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、連絡の取れた元従業員4人は、「申立人は知らない。」と供述しており、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、複数の元同僚の供述により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、「申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当時の状況を知る従業員も在籍していない上、申立期間当時の社会保険関係書類及び賃金台帳等は既に処分しているため確認することができない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人が申立期間当時、一緒に勤務していたとして名前を挙げた元同僚4人のうち、連絡の取れた3人のうち二人は、「申立人がC社に勤務していたことは知っているが、申立人の厚生年金保険の加入については分からない。」と供述し、他の一人は、「申立人及び元同僚のD業務者は、E健康保険へ加入していた。」と証言している上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、連絡の取れた元従業員7人のうち6人は、「申立人は知らない。厚生年金保険の取扱いについても分からない。」とし、他の一人は、「私は当時、給与計算をしていた。当該事業所で厚生年金保険に加入していた者は、事務員や現場監督者のみであった。申立人は知っているが、申立人がD業務者であるとすればE健康保険に加入していた。」と供述しており、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、前記の元同僚4人の当該事業所における厚生年金保険の加入記録及び雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。